

新旧対照表（千葉市建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査試行要領の一部改定）

改 定 前	改 定 後
1 ～ 2 （略） 3 適用の範囲 （図 1 受注者の実施項目） ③段階確認等の実施 ・ 事前準備 ・ 遠隔臨場の映像（実施状況）の<u>配信・記録</u> 4 準拠する要領等 運用にあたって疑義がある場合は、<u>監督員</u>と協議すること。 5 監督職員の実施項目 本要領を適用した監督職員による監督の実施項目は、「図 2 監督職員の実施項目」による。 （1） （略） （2）遠隔臨場による段階確認等の実施 ア～イ （略） ウ 記録と保存 受注者は、<u>竣工検査時における検査職員による書面検査のため、「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目について、使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で各 1 枚以上記録・保存すること。</u> 6 検査職員の実施項目（書面検査） <u>竣工検査時における、本要領を適用した検査職員による検査の実施項目は、「図 3 検査員の実施項目」による。</u> （図 3 検査員の実施項目） ②段階確認等の実施状況の確認 ・ 「段階確認書」、「確認・立会依頼書」の授受状況の確認 ・ 遠隔臨場の状況（実施状況）の確認	1 ～ 2 （略） 3 適用の範囲 （図 1 受注者の実施項目） ③段階確認等の実施 ・ 事前準備 ・ <u>確認実施者が監督職員の場合、遠隔臨場の映像（実施状況）の配信</u> ・ <u>確認実施者が現場技術員の場合、遠隔臨場の映像（実施状況）の配信・記録</u> 4 準拠する要領等 運用にあたって疑義がある場合は、<u>監督職員</u>と協議すること。 5 監督職員の実施項目 本要領を適用した監督職員による監督の実施項目は、「図 2 監督職員の実施項目」による。 <u>※点線は受注者の実施項目を示す</u> （1） （略） （2）遠隔臨場による段階確認等の実施 ア～イ （略） ウ 記録と保存 受注者は、<u>遠隔臨場の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。確認実施者が現場技術員の場合は、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。</u> 6 検査職員の実施項目（書面検査） <u>完成検査時における、本要領を適用した検査職員による検査の実施項目は、「図 3 検査員の実施項目」による。</u> <u>※点線は受注者の実施項目を示す</u> （図 3 検査員の実施項目） ②段階確認等の実施状況の確認 ・ 「段階確認書」、「確認・立会依頼書」の授受状況の確認 ・ <u>確認実施者が監督職員の場合、遠隔臨場の</u>

7 留意事項等 (1) (略) (2) 留意事項 工事記録映像の活用にあたっては、以下に留意する。 ・受注者は、～(略) ・動画撮影用のカメラ～(略) ・受注者は、～(略) ・受注者は、～(略) ・本要領によりがたい場合は、～(略) (3) (略) 附 則 1 この要領は、令和3年7月1日から施行する。 2 この要領は、施行日以降に「執行伺」を起案する工事に適用とする。	状況（実施状況）の確認は不要 ・<u>確認実施者が現場技術員の場合、遠隔臨場の状況（実施状況）の確認</u> 7 留意事項等 (1) (略) (2) 留意事項 工事記録映像の活用にあたっては、以下に留意する。 ア 受注者は、～(略) イ 動画撮影用のカメラ～(略) ウ 受注者は、～(略) エ 受注者は、～(略) オ 本要領によりがたい場合は、～(略) カ <u>遠隔臨場の試行対象工事は、「監督職員が現場に行かなくて良いというものではない。」映像で確認できる材料確認や寸法確認の立会等において遠隔臨場を活用することにより削減された時間を有効に活用し「全体の確認が必要な現場臨場」や「受注者との打ち合わせ」等を充実させ、効率的な監督業務を行うことが重要である。</u> (3) (略) 附 則 1 この要領は、令和3年7月1日から施行する。 2 この要領は、施行日以降に「執行伺」を起案する工事に適用とする。 附 則 1 <u>この要領は、令和4年4月1日から施行する。</u> 2 <u>この要領は、施行日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付する工事に適用する。</u> <u>なお、施行日以降、既契約工事においても工事着手前であれば、受発注者間で協議の上、適用できるものとする。</u>
---	--

備考 改定箇所は、下線が引かれた部分である。